

2019 年度

データ関連人材育成プログラム

(D-DRIVE)

公募要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

2019 年 4 月

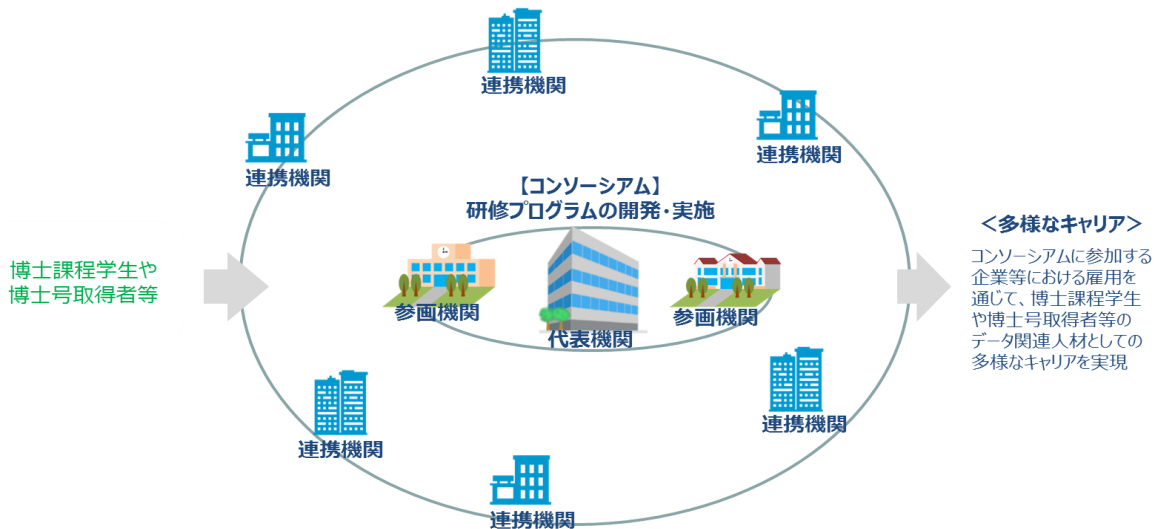
< 目 次 >

1. 事業の概要	1
(1) 全体像	
(2) 目的・課題意識	
(3) 本事業の狙い（問題解決の仮説）	
2. 公募の概要	4
(1) 基本スキーム	
(2) 申請	
3. 補助の内容	6
4. 審査	7
5. 申請方法	7
6. 取組の実施	8
7. 留意事項	9
8. 問合せ	9
9. スケジュール（予定）	9

1. 事業の概要

(1) 全体像

- 「データ関連人材育成プログラム (D-DRIVE)」(以下「本事業」という。)は、現在、あらゆる分野・業種において喫緊に求められているAI、IoT、ビッグデータ、セキュリティ等を高度に駆使する人材(以下「高度データ関連人材」という。)の発掘・育成・活躍促進、ひいてはデータを利活用した未来社会(データ利活用社会)の創造への貢献を目指すものです。
- 本事業においては、個別の機関では対応が難しい高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進の仕組みを体系的・発展的に構築するため、様々な大学や企業等がコンソーシアムを形成します。このコンソーシアムにおいて、博士課程学生や博士号取得者等(以下「博士人材等」という。)に対し、各々の専門性を有しながら、関連する知識やスキル等を習得させるための研修プログラムを実施します。この中で、インターンシップやProject Based Learning (PBL) 等の実施により、現場に立脚した実践的な研修プログラムを開発します。また、研修プログラムのみならず、キャリア開発の支援等と合わせ、高度データ関連人材の多様なキャリアを形成・開拓していきます。
- 本事業は、科学技術人材育成費補助金(以下「本補助金」という。)により、こうした取組を行うためのスタートアップを支援することで、我が国における高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進に関する取組の定着・波及を促すものです。さらには、コンソーシアムや取組の拡大・発展により、それらを様々な分野・業種に広がるデータ利活用社会のエコシステムとして定着させ、我が国の競争力向上に貢献していくことを目指します。



(2) 目的・課題意識

(現状)

- 第4次産業革命(Society5.0)時代に我が国の競争力を高めていくためには、あらゆる分野・業種における経済社会等の諸活動に、ビッグデータを活用(AI、IoTの活用やセキュリティ対応を含む)していく必要があり、そのためには、データ関連人材(特に即戦力の高度データ関連人材)の活躍が必要です。
- 現状としては、国内外を問わず、ビッグデータの活用が進んでいる業種(バーチャルデータを中心に扱う業界)で人材の獲得競争が激しさを増す一方で、その他の業種(特にバーチャルとリアルをつ

なぐデータを扱う業界)において、ビッグデータの収集・活用が模索されているところです。このような状況下においては、いずれの業種においても、ビッグデータの高度な活用に関する知識やスキルに加え、ビジネス化等の実社会での活用能力を併せ持つ高度データ関連人材が求められています。

○これに対し、産学官が連携して、IoTスキルセットやデータサイエンティストに関連するスキル標準が整備されつつあるとともに、長期的な視点では、初等中等教育におけるプログラミング教育等や、高等教育における数理及びデータサイエンスに係る教育の強化、社会人の学びなおし(リカレント教育)の推進等の取組が進められています。また、例えば、理化学研究所AIPセンター等による先端研究開発と連動したトップレベルの人材育成などの取組も行われています。

○こうした中、人材の育成・確保で先行している米国などの例では、産学による様々なスキームによって、多様な分野の博士号を取得した高度データ関連人材が輩出されており、こうした人材が社会の様々な業種で高度にデータ分析するチーム等を率い、リーダーシップを持ってビジネス等を先導する状況が見られますが、我が国では、このような状況に至っていません。

(課題)

○現在、我が国で指摘されている高度データ関連人材の不足は、以下のような原因が複合的に重なっていることから生じていると考えられます。

- ・これまで我が国のIT活用は、いわゆるベンダー企業中心に行われており、IT人材の多くがIT企業に所属している。そのため、データが存在するユーザー企業に高度データ関連人材を含むIT人材が足りず、ビッグデータに関する認知・理解が進んでいないことなどから、データの活用が進んでいない。
- ・高度データ関連人材の企業内における活躍のためには、企業経営者の相当の理解と企業全体としてのコミットが必要。一方、我が国の企業においては、一部を除いて、上記のようにデータ関連人材がいないことに加え、高度データ関連人材が企業の成長にとって欠かせないという認識が確立していないという指摘もある。このため、現在のところ、我が国企業では、高度データ関連人材の需要が未知数であり、人材の受け入れ先の規模も不透明となり、結果としてキャリアパスも不明確となっている。
- ・高度データ関連人材を育成する上では、研究活動を通じて、データサイエンス、データエンジニアリング等を駆使して、自ら設定した課題に挑戦する経験を有する博士人材等が、そのポテンシャルを有すると考えられるが、博士人材等を対象とした育成の取組が不足している。
- ・高度データ関連人材は、データ関連の知識・スキルのみならず、ビジネス化等のトランスファラブルな能力も必要と考えられ、OJTのみならず、様々な研究分野をバックグラウンドとして育成され得るものである。したがって、ポテンシャルを有する人材は情報学等に限らず、幅広い分野に存在すると考えられるが、これまでのデータ関連人材の育成は、スキル関連団体や情報学教育関係者を中心に、主として知識・技能の習得や研究活動の実施により、一部の大学等で取り組まれており、その取組の広がりも限定的であるため、体系的・発展的な人材の発掘・育成スキームが存在していない。

○上記のような状況の下、広範なステークホルダーを巻き込んだ取組が不足しており、下記のとおり、産官学の潜在的なニーズとシーズのマッチングが適切になされておらず、両者を連動させる取組も

不足しています。

- ・高度データ関連人材については、企業ニーズは存在するものの、産業界全体又は個々の業界において、具体的な知識・能力等を有する人材像は提示されておらず、また、具体的な人材像を先取りした体系的な人材育成の取組がみられない。このため、人材の需要と供給が低水準で推移し、かつ、マッチしていないと考えられる。
 - ・高度データ関連の知識やスキルは、国内外で日々高度化されているが、我が国の高度データ関連人材が少ないことから、その動向を各機関の取組につなげることができていない。
- このように、高度データ関連人材が輩出されないことと、第4次産業革命（Society5.0）に対応できる人材が圧倒的に不足していることが負の連鎖となり、結果として、世界基準での高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進が課題となっており、その打破のための取組が必要とされています。

（3）本事業の狙い（問題解決の仮説）

- 本事業では、高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進は、我が国の大学及び企業等が協調して取り組むべき事項であるとの認識の下、そのためのデータセットの構築方策、また、高度データ関連の知識、スキル、その活用方策の共有も視野に入れつつ、多様なステークホルダーによる協働により、データ利活用社会の形成を目指します。
- これを達成するため、高度データ関連のコンソーシアム（人材育成のみを目的としたものに限らない）を立ち上げ、様々なステークホルダーを集め、データ利活用社会を模索する活動を活発化させます。その中で人材の発掘・育成・活躍促進に関する取組を実施します。
- また、研究活動を通じて、高度な分析・洞察能力を養い、高度データ関連人材としての基礎的な知識・素養を有する者（主に、情報学を専門とする者に留まらない博士人材等）を主なターゲットとして設定し、その掘り起こしを行います。具体的には、コンソーシアムにおいて、当該者に対して、各々の専門性に加えて、高度データ関連の知識やスキル、経済社会の現場における課題解決の視点等を習得させるための研修プログラムを開発・実施することで、国際的に通用する高度データ関連人材としての育成を行い、企業との連携によるキャリア形成活動を通じて、様々な分野・業種における産業界等へのキャリア形成を支援します。
- このとき、世界基準での人材の育成が重要であることから、外部専門家の活用や海外機関との連携（国内外で日々高度化されるデータ関連の知識やスキルを踏まえた知見の導入、海外の先進的な取組を踏まえたプログラムの国際共同開発等）の視点も重要です。
- なお、本事業により発掘・育成された人材の活躍促進のためには、企業活動等における活躍のフィールドが存在することが重要であり、既存のフィールドにおける活動や、高度データ関連人材の活躍のフィールドが未成熟な分野・業種におけるフィールドの構築を模索する取組との連動が必須です。
- 本事業においては、平成29（2017）年度から5つのコンソーシアムを選定し、上記の課題解決に向けた取組を推進してきましたが、現在、それぞれに蓄積された経験・知見を共有し、成果の横展開を図ることが必要な段階となっています。さらに、本事業の既選定機関のみならず、博士人材等を対象とした高度データ関連人材の育成に取り組む他の機関（コンソーシアムを含む。）を巻

- ・ 独立行政法人
 - ・ 公設試験研究機関
 - ・ 一般社団・財団法人（公益認定を受けている公益社団・財団法人を含む）
 - ・ 日本国内に法人格を有する企業
- ii. 補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に該当していないなど、本事業を円滑に遂行するために必要な基盤を有していること。
- iii. 訴訟や法令順守上の問題を抱えている機関ではないこと。
- iv. 申請する機関の役員が、暴力団等の反社会的勢力の者ではないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。

③補助事業期間

本事業の事業期間は7年間とし、補助金の交付期間は5年間とします。

(2) 申請

①申請の単位

幹事機関が代表して申請してください。

一つの機関が幹事機関として二つ以上の申請を行うことはできません。ただし、協働機関として、別の幹事機関の申請や複数の申請に参画することは可能です。また、平成29年度又は平成30年度にデータ関連人材育成プログラムに選定された代表機関、参画機関、及び連携機関（上記（1）②の要件を満たす機関。）も申請することが可能です。

②申請機関及び申請者

本事業への申請は幹事機関が行い、申請者は幹事機関の長とします。

③申請要件

（目標・計画）

- ・ 本事業の既選定機関に加え、全国で高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進のモデルの構築及び運用に取り組む機関（コンソーシアムを含む。）をつなぐ全国ネットワークの構築に向けて、目標・計画が明示されていること。

（実施体制）

- ・ 幹事機関がネットワークを運営するための事務体制や経済基盤を有していること。
- ・ 幹事機関と協働機関、全国ネットワーク参加機関等の緊密な協働により全国ネットワークの構築を目指し、運用を行う取組であること。
- ・ 事業の実施主体として、幹事機関に全国ネットワーク協議会（仮称）を設置するなどし、協働機関や全国ネットワーク参加機関の協力を得て運営を行うこと。
- ・ 全国ネットワーク協議会（仮称）の具体的な機能については、当該協議会において取り決め、規程の整備を行うこと。

(その他の要件)

- ・年度ごとに事業計画を策定し、事業期間終了までに達成しようとする具体的な目標を設定すること。
- ・補助事業期間終了後も、自立的なネットワークが運営されること。

④選定予定件数

1件

3. 補助の内容

(1) 補助上限等

- ・補助金による補助上限額は、各年度当たり2,000万円程度とします。
- ・2020年度以降の補助金については、財政事情等により、減額する場合があります。

(2) 補助対象経費

- ・申請内容の実施に必要な経費については、下記6.に基づき、文部科学省から本補助金を代表機関に交付します。
- ・補助対象となる経費の具体的な例は、以下に示すものを想定しますが、選定時の審査コメント等を踏まえ、別途文部科学省との調整により決定することとします。

- 幹事機関において、全国ネットワークの運営・実施業務を担当するマネージャーやコーディネーター、事務員等の雇用に係る経費（専任の者に限らず、既存職員のエフォート分（時間按分等による）の支出を含む）
- 幹事機関における全国ネットワークの運営・実施業務に必要な経費（事務所の賃借料、協働機関との通信費等）
- 高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進に係る国内外の取組動向の把握やその経験、知見の普及・展開のための経費
- 全国ネットワークの連携強化を図るシンポジウム等の実施やウェブサイトの構築・運営のための経費
- 全国ネットワークにおける取組についての広報、及び普及・啓発のための経費
- 全国ネットワーク協議会（仮称）の運営に係る経費
- 事業実施に必要な協働機関等への業務委託に係る経費

- ・上記の補助対象経費において、使用できる経費の種類（費目・種別）は、原則として、別表に示すものとします。

4. 審査

本補助金の交付先選定のための審査は、本事業の審査要領に基づき、「データ関連人材育成プログラム企画・審査委員会（以下「委員会」という。）」において行います。

審査は、書面審査及び面接審査を行いますが、審査の過程で追加の資料を求める場合があります。審査方法や審査の観点については、「2019年度データ関連人材育成プログラム審査要領」を参照してください。

選定機関は、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ、決定します。

5. 申請方法

本事業への申請にあたっては、下記の方法で行ってください。

(1) 申請書類

様式1～4を使用してください。

(2) 申請期限

2019年6月10日（月）17:00（期限厳守）

(3) 提出方法

申請書類は、PDF形式のファイルに変換していただき、電子メールにて下記8.に記載の電子メールアドレス宛てに提出してください。なお、郵送・持参・FAXによる申請書類の提出は受け付けませんが、電子メールでの提出が困難な場合には、御相談ください。

なお、必要に応じて、後日、申請書類の原本を提出していただく場合がありますので、原本は、各機関において適切に保管してください。

- ・送信メールの件名は、「【D-DRIVE】機関名」としてください。
- ・添付ファイル名には「機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、必ずPDF形式のファイルで送信してください。
- ・メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計10MB以下でお願いいたします。なお、容量を超える場合は、分割して送信してください。
- ・電子メールによる申請書類の到着後、翌日中（土日祝日を除く）に受領通知を送信者に対して電子メールで返信します。電子メール送付から2日以内（土日祝日を除く）に受領通知が届かない場合は、速やかに連絡してください。

(4) その他

- ・用紙サイズはA4縦判、横書きとし、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成することとし、日本語で記載してください。カラーで作成することも可能としますが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。
- ・提出された申請に係る書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し

替えや訂正は認めません。

- ・申請に係る書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載があった場合は、選定後においても、選定が取り消されることがあります。この場合、虚偽の記載等を行った実施機関又は実施責任者について、一定期間本事業への参加を制限します（他の競争的資金制度等においても、参加が制限される場合があります）。
- ・提出された申請に係る書類は返還しませんので、各機関において控えを保管してください。
- ・公平・公正な公募となるよう、公募期間中の問い合わせ及び相談等については文部科学省のウェブサイト等を通じて等しく周知します。
- ・選定・不選定に関わらず、選定結果を申請者に対して通知します。選定された機関に対しては、別途、補助金交付申請手続に関する連絡を行います。
- ・選定された機関については、文部科学省のウェブサイト等を通じて公表します。

6. 取組の実施

- (1) 選定された取組の幹事機関は、本補助金を交付されている実施期間中、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、文部科学省に提出してください。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。
- (2) 本補助金の交付等については、別に定める本補助金の交付要綱等に基づき行います。
- (3) 幹事機関は、計画書等に基づき取組を実施するほか、本補助金を交付されている実施期間中、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、本補助金の交付が終了する年度以降も補助事業期間が終了するまでは、毎年度、本事業に係る取組・成果等のデータを提出して頂く必要があります。また、取組の実施に際し、文部科学省が現地調査の実施などにより、進捗状況を把握します。
- (4) 幹事機関は、補助事業期間終了時、取組の実施状況等に関する成果報告書を速やかに作成し、文部科学省に提出してください。また、本事業に申請した代表機関に対しては、アンケート調査等を実施する場合がありますので、その際は、ご協力願います。
- (5) 成果報告書等に基づき、委員会において、補助事業期間終了年度の翌年度（8年度目）に事後評価を実施します。事後評価に当たっては、書面評価及び必要に応じてヒアリングを行うこととします。また、文部科学省が別途指定する時期（3年度目を想定）に中間評価を予定しています。

7. 留意事項

- (1) 補助事業の遂行及び管理

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を代表機関に備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は当該交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

(2) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反した場合には、「補助金の交付をしないこと」や「補助金の交付を取り消すこと」があります。

8. 問合せ

本事業に関する問い合わせ先等は、以下のとおりです。
また、文部科学省のウェブサイトも参照してください。

【問い合わせ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 人材政策推進室

電話：03-6734-4021

E-mail：kiban@mext.go.jp

【文部科学省ウェブサイト】（公募情報、公募要領のダウンロード等）

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/data/index.htm

9. スケジュール（予定）

- ・ 公 募 締 切 り : 2019年6月10日（月）17：00（期限厳守）
- ・ 審 査 : 2019年6月中旬～7月中旬
- ・ 選定結果の通知・公表 : 2019年7月下旬
- ・ 交 付 申 請 等 : 2019年8月上旬
- ・ 交 付 決 定 : 2019年8月下旬

(別表)

費 目	種 別	備 考
設備備品費		設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費。 ※設備備品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。 ※不動産及び不動産附帯設備の購入はできません（定義は機関の規程等によるものとします）。
人件費		雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費。 ※人件費の算定に当たっては、機関の給与規程等によるものとします。
事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費。 ※消耗品の定義・購入手続きは機関の規程等によるものとします。
	国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む）に係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	諸謝金	外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金。 ※謝金の算定に当たっては、機関の謝金支給規程等によるものとします。
	会議費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規程等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については補助金からは支出できません。
	通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
	印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
	借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。
	雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費。 研修受講者への研修参加奨励金に係る経費。
	委託費	業務の一部の委託に係る経費。
	光熱水費	本事業の実施に必要となる光熱水費。 ※本事業に関係しない光熱水費については、補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。